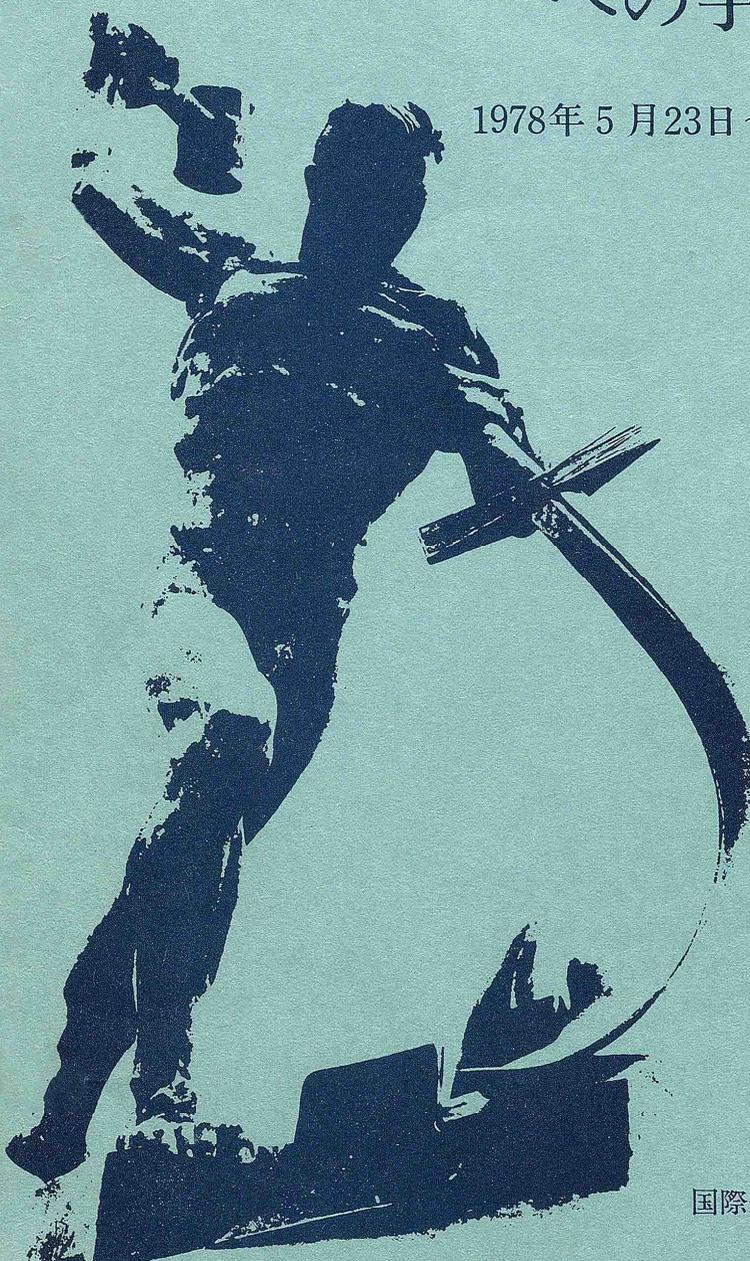


国際連合総会

# 軍縮特別総会 最終文書 への手引き

1978年5月23日～7月1日



国際連合広報センター

## は し が き

1976年12月、国連総会は、1978年に軍縮問題に関する特別総会を開催することに決定した。その決議の前文で、総会は、「軍備競争の継続は、国際の平和と安全を脅やかすばかりでなく、経済的社会的開発に用いるべき資源の無駄使いである」とのべ、われわれの究極的な目的、すなわち、効果的な国際管理による全面完全軍縮の実現に導く措置を通してこそ「平和が確保される」のであるとの確信を表明した。

特別総会は、1978年5月23日、ニューヨークでその幕をあげ、およそ3週間にわたって126か国の代表が軍縮問題について見解を表明し、また数多くの軍縮措置を提案した。その間、4か国の国家元首、16か国の首相、4か国の副大統領と副首相、49か国の外務大臣が一般討論に参加した。国連に関係する2つの機関——国際原子力機関（IAEA）とユネスコ——の事務局長も、総会で演説した。さらに、総会史上初めて、25のNGO（非政府機関）と6つの研究機関の代表が総会議場で発言した。

軍縮競争の停止を求めて何千万もの人々が署名した請願書も特別総会の会期中に国連本部に運ばれ、国連の公文書保管所に寄託された。

総会の本会議で行なわれた政策声明と並行して、国連の全加盟国で構成されるアドホク委員会が開かれ、議題にのせられた実質的問題を取り上げた。その作業の基礎となったのは、準備委員会が1977年から1978年初めにかけて5回の会期を開いて作成した文書であった。

しばしば深夜までもちこまれることも多かった1か月間の交渉によって、アドホク委員会は、第10回特別総会の最終文書について合意に達することができた。特別総会は6月28日に閉会する予定であったが、会期を延長して交渉を終らせることに決定、7月1日、午前2時29分、8時間に及ぶ審議の後に総会はついに最終文書を採択、特別総会は閉会したのであった。

ラザール・モイソフ（ユーゴスラビア）総会議長は、特別総会の成果をまとめ、軍備競争の停止については重要な進展はみられなかったものの、最終的には新しい方向づけが行われ、今後の軍縮交渉のための新しい道が開かれた、とのべた。さらに、国際的な軍縮交渉機関の強化が本特別総会の中心課題であったが、その分野における決定は「重要で歴史的」である、と総会議長はのべた。

クルト・ワルトハイム事務総長は、新しい考え、新しい見通し、新たに拡大されたコンセンサスの領域、とくに軍縮機関の改善に「かなりの前進」がみられたことに留意し、実効ある軍縮を進めてゆく上で必要な最高の政府レベルでの「政治的決意」が加盟国の間に強まったと考えるとのべた。

## 軍縮特別総会の最終文書

第10回特別総会の最終文書は序文、宣言、行動計画、機構の4部から構成され、以下はそれぞれの部を簡単にまとめたものである。

**序文**は、「国家は長年の間兵器の保有を通して自国の安全を維持してきた…にもかかわらず、兵器、とくに核兵器の蓄積は、今日、人類の未来を守るというよりは脅威となっている」ことに留意し、今や「国際関係における武力の行使を放棄し、軍備の現在のレベルの削減から始まる漸進的で効果的の過程を通して、軍縮のなかに安全を求める」時がきたとのべている。

軍備競争は緩和されていないばかりか激化しており、その抑制をはかろうとする努力は挫折しがちである。これまでにいくつかの協定が結ばれてはいるが、人は今だに核軍備競争を停止させ、核軍縮をもたらすような効果的の措置を手に入れている。また、効果的な国際管理による全面的軍縮に関する条約締結については、何ら真の進歩がみられなかった。さらに、軍備競争のために浪費されている莫大な資源の一部にせよ経済社会開発にまわすことはできなかった。

**宣言**のなかで、総会は「人類は今日、かって生産されたなかでもっとも破壊的な兵器のぼう大な蓄積によって、前例のない自滅の脅威に直面している」とのべている。現在の貯蔵量だけでも地球上の全生命を破壊して余りある。

軍縮競争は、国際緊張をさらに緩和させ、平和共存と国家間の信頼に基づく国際関係を樹立し、広範にわたる国際協力と理解とを発展させる努力に反する。さらに、国連憲章の目的の実現を妨げるばかりでなく、人民が経済的社会的開発の制度を自由に決定する権利に悪い影響を及ぼし、自決と植民地、人種主義、外国支配を除去するための闘争を妨げる。人種主義政府による莫大な軍備の蓄積および核兵器取得の可能性があることは軍縮に対する挑戦であり、危険な障害である、との警告を行った。

総会は、また、資源の限られた世界においては、軍備支出と経済的社会的開発との間に密接な関係があると指摘し、「毎年兵器の製造または改良に使われる数千億ドルの金額は、世界人口の3分の2の窮乏および貧困と、陰惨な対照をなしている」とのべている。さらに悪いことは、すべての国、とくに発展途上国の開発のために緊急に必要なとされている技術的、人的資源が軍備目的のために転用されている。

軍備の削減については、「世界の一部の地域における国際関係にある程度前向の変化がみられ、多少心強く感じられる。」特定の兵器を制限もしくは撤廃し、また一定の区域を軍備競争から排除する協定が結ばれた。しかし、これらの協定は限られた制限措置であるにすぎず、軍備競争は依然として続いている。「現在

緊急に必要とされていることは、この最終文書の規定を実施し、軍縮分野における拘束力のある効果的な国際協定を結ぶ努力をすることである。」

軍縮交渉や軍縮措置のための「基本的原則」を設定するにあたって宣言は、いかなる国家の主権および領土保全に対しても、また植民地や外国の支配のもとにある人民に対しても威嚇をつつしむことの重要性を強調している。内政問題に対する不干渉、国境の不可侵、紛争の平和的解決の重要性も強調されている。

その他の原則としては、以下の通りである。すべての国は軍縮交渉に参加する権利をもつ。軍縮はすべての国の責任ではあるが、核軍縮競争の停止または転換に関しては、核保有国が第一義的な責任を有する。軍縮措置の採択は、安全に対する各国の権利を確保し、いかなる国または国家グループも他より有利とならないようにしなければならない。軍縮および軍備制限に関する取決めは、適切な検証措置を伴うものでなければならない。

行動計画は、目的と優先事項をはじめ、軍備競争を停止、他に転換させるための即時的、短期的措置を設定している。軍縮交渉における優先事項とは、核兵器、化学兵器を含む他の大量破壊兵器、過度の傷害を与え、また無差別効果をもつとみなされる兵器を含む通常兵器、および兵力削減に関する問題である。いかなる理由にせよ、国家がすべての優先事項について国連と同時的に交渉を進めることを妨げるようなことはあってはならない。

核軍縮を実現するには、以下の協定について緊急に交渉することである。すなわち、

- 1) 核兵器システムの質的改善および開発の停止
- 2) あらゆる型の核兵器および運搬手段の生産ならびに兵器用核物質の生産の停止。
- 3) 核兵器および運搬手段を漸進的に均衡をもって削減し、できるだけ早くそれらの兵器の全面的廃棄に導くための包括的な段階的計画。

行動計画は、核実験禁止条約とそれに付随する平和目的の核爆発に関する議定書について現在行われている交渉を早急に締結するよう求めている。あらゆる核実験の禁止は、そうした兵器の質的改善を終らせることに大いに貢献するであろう。

ソビエトとアメリカは、第2次戦略兵器制限交渉（SALT II）において交渉してきた協定をすみやかに結び、また、重要な戦略兵器の制限や削減のための交渉も行わなければならない。

非核地帯の設置は、奨励されなければならない。この点に関連し、「とくに望ましい」措置としては、ラテン・アメリカにおける核兵器の禁止に関する1967年条約の適用、アフリカの非核化を実現させるため、必要に応じていつでも安全保障理事会を開いて行動をとること、中東における非核地帯設置の措置を検討すること、などがあげられよう。

核拡散防止措置も求められている。この点に関する目標は、核兵器を削減し、その究極的な廃絶を目指す一方、新たな核保有国の出現を阻むことである。しかし、そうした措置は、平和目的のための原子力の開発を妨げるようなことになってはならない。

その他、行動計画が提案している措置としては、化学兵器および放射性兵器の開発、生産および貯蔵を禁止する条約の締結、新しい科学原理および業績に基づく新型大量兵器の出現阻止の努力、とくにヨーロッパにおける兵器、通常兵器の制限および漸進的削減、通常兵器のあらゆる形の国際移転の制限に関する主要武器供給国と受取国との協議、相互の合意を基礎とした軍事予算の漸進的削減、検証問題に関する今後の研究、などがある。

また、専門家による軍縮と開発との関係、軍縮と国際的安全保障との相互関係に関する研究の継続なども求められた。

機構については、今ある機構によっては十分な成果は期待できないとのべ、「したがって、現在の軍縮機構に再び活気を与え、またより適切な代表者による軍縮の審議と交渉のための場をつくることが緊急に必要である」とのべている。「最大限の効率を確保するため、軍縮の分野においては審議と交渉のための2つの機関が必要である。前者にはすべての加盟国が参加し、他方後者には、便宜上比較的少数の国が参加するものとすべきである。」

したがって、総会は、

◎審議機関として、国連の全加盟国から構成される軍縮委員会（Disarmament Commission）を設立する。

◎現在の交渉機関——ジュネーブ軍縮委員会（Committee on Disarmament）——への参加国を拡大し、委員会の議長をすべての構成国間で月毎の輪番とするとともに、国連との関係をより密接にする新しい取極めを歓迎する。

軍縮委員会（Disarmament Commission）は、1952年に総会が設置した同じ名前の委員会に代るものである。新しい委員会は最初の会期を1979年に開き、各種の軍縮問題に関する勧告を行い、軍縮特別総会の作業をフォローする。また、包括的な軍縮プログラムを勧告し、総会を通してジュネーブ軍縮委員会にそれを提出する。

1962年以来ジュネーブで開かれているジュネーブ軍縮委員会に関する新しい取極めは、ソビエト、アメリカ、イギリス、フランスによる合意から生まれたものである。フランスはこれまで同委員会での交渉に参加するのを拒んでいた。

ジュネーブ軍縮委員会は、現在31か国で構成され、ソビエト、アメリカの共同議長国として作業が進められる。新しい取極めのもとでは、委員会は核保有国に対しても開放され、モイソフ総会議長との協議のもとに選ばれる32か国から35か国までの国で構成される。軍縮委員会の構成国は定期的に再検討され、その議長

はその構成国間で月毎の輪番制となる。新しく再編成された委員会と国連との関係は、1つの手続きによって現制される。その手続きのもとに、事務総長は、委員会との協議の後に、事務局長を任命する。事務局長は、また、事務総長特使としても機能する。

機構に関する部は、また、1978年後半に決定される期日に第2回軍縮特別総会を開催するよう呼びかけ、できるだけ早い適当な時期に普遍的な参加をもった世界軍縮会議を開催すること、事務総長が軍縮や軍備制限の分野で行われるべき研究やその実施計画について事務総長に助言する著名人からなる諮問委員会を設置することなどを求めている。



発行所 **国際連合広報センター**

東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル450号室(〒100)

電話 東京211-1026/9番

1978年10月1日